

平成28年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年11月10日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】平成28年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

事前にお送りをいたしました資料、こちらのほうの確認をさせていただきます。資料33「介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について」から、資料40「耐震フォローアップ業務の委託について」までの8件でございます。

なお、前回審議会で資料29と30については、庁内連携による利用する情報項目を区分して報告をするようにというご指摘をいただきましたので、資料29と30の一部もあわせてご送付をさせていただいております。

また資料33は、前回介護保険主治医意見書を書いた医師への介護認定情報の提供、これを拒否する者の外部提供の取扱いについて、今回改めて報告をさせていただくものでございます。

次に、それぞれの案件につきまして、枝番号の資料を添付してございます。資料33、こちらには1番、資料34には1から3まで、資料35には1と2、資料36は1から6まで、資料37には1と2まで、資料38が1から3まで、資料39及び資料40には1番と2番、このような形で添付資料をつけてございます。ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

また、本日申し訳ございませんが、資料を差し替えとしまして2点、それから追加の資料が2点、机上のほうに配付をさせていただいております。誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは実際の議事に入らせていただきますが、その前に前回の報告案件でございました、先ほど申し上げましたけれども、資料の29、こちらのほうと資料の30、こちら両方とも庁内連携項目の追加ということでございまして、これについて私のほうからご説明をさせていただきます。お手元に資料29、このような資料と、資料30、こちらの資料がございまして、ありますでしょうか。

【会 長】資料の番号でいえば、資料29-3と資料30-3、この2つが今、ご指摘になっています。

【区政情報課長】前は全て黒で書いてございまして、どの項目が連携項目かわからないというご指摘をいただいております。今回、お手元のほうにお配りしておりますのは、庁内連携

によりまして利用する項目、こちらを赤で記載をしてございます。それから黒字でございますが、これはコンピュータの端末に表示はされておりますけれども、庁内連携の項目ではないというものが黒字ということで今回、改めてご提示をさせていただいたものでございます。

それから今、お手元の資料 29-3 の中で、1 枚おめくりいただきますと下のほうに青字で書いてあるところがございます。こちらは「空き保育室型」、2 枚目の上のほうです。こちらのほうが正しいということで、前は「空き利用型」というふうに間違えておりました「空き保育室型」が正しいということで訂正をさせていただいております。

それから 3 ページのほうでございます。こちらのほうが「子育て支援の短期支援事業（子どもショートステイ・トワイライトステイ）」、こちらのほう、それからこちらのほうは前回は「放課後児童健全育成事業学童クラブと同じ」という記載がございました。正しくは今のほうの青字のほうが正しいということで、済みません、修正をさせていただいております。青字の部分のご説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会 長】これは議題に入る前の技術上のお話なのですが、今の資料 29 と資料 30 について、ご質問があれば今、この 2 件だけはちょっと、この段階で終わらせたいと思いますので、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

ないようでしたら、本来の議題に入ってよろしゅうございますか。

それでは、今の 29 と 30 につきましては一応了解ということで、一応訂正なので、もとの文章が変わると思いますので、了承ということでよろしゅうございますか。では、この 29 と 30 は了承ということで終了いたします。

それでは、次第に従って議事の審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなく、要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

まず資料 33「介護保険主治医意見書に係る認定情報の医師への外部提供について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【介護保険課長】この案件につきましては、先ほど区政情報課長のほうからも若干ございましたけれども、前回 9 月 5 日に審議をしていただきましたもののさらなる報告という形でございます。

中身といたしましては、そちらのときにご審議いただいたときには、本人の同意ですね、本人同意にかかわらずこちらのほうでは主治医のほうに結果のほうを情報提供したいというようなところでございましたけれども、ご審議の中で、どうしてもその情報を提供するのを拒む方

への方策はどうするのかといったようなところで再度のご報告という形になってございます。

資料のほうをつけてございます。資料 33-1 をご覧いただきたいと思います。上が現行という形でございます。まず認定の申請を受け付け、今、現行の形でございますけれども、現行の形は①として認定のところになりますけれども、本人、家族等が必要な事項を記載して提出しますということです。その中に認定結果の情報提供への同意というところの署名をいただく形になります。この署名がある方で、なおかつ主治医のほうも欲しいよというところであれば、今は情報を提供しているということになっているところでございます。

前回の9月5日の際には、本人の同意にかかわらず、こちらのほうで提供したいというようなところでご審議いただきましたけれども、提供を拒む際の取扱いについては、もう一度検討しなさいというご意見をいただきましたので、変更後といたしまして下の欄でございますけれども、要介護認定、あるいは要支援の認定の申請の際に、同意しない旨の四角にもチェックの欄を設けさせていただきまして、こちらに同意しませんといった方についてはチェックをしていただきます。チェックのある方については、情報は提供しないという形にさせていただきまして、そういった形でご本人の意思確認を確実にとって進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【会長】 ご質問かご意見ございますか。前回皆さんの意向を酌んで修正されたのだし、この点自体は別に問題ないと思います。よろしゅうございますか。

それでは今回、改めて本件につきまして、資料 33 につきましては報告事項ですので、了承ということで終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

次に、資料 34「自動車製造会社の燃費試験不正行為による軽自動車税の税率変更に伴う事務処理に係る本人外収集等について」であります。それでは説明をお願いしますが、この件につきましては資料の一部訂正がありましたね、34 です。よろしゅうございますか、事務局も。何かご説明。説明者のほうで説明していただくのなら、お願いいたします。

【税務課長】 それでは大変恐縮でございますが、冒頭資料の訂正のお願いでございます。資料 34-1、こちら図が描いてございます資料でございます。この図の下のほう、(1)、(2)、(3)と続いておりますが、その中のそれぞれの文末の括弧書きの中に「資料 2」という記載がございます。これ連番の「資料 34」の「34」が抜けてございまして、それぞれ「資料 2」とございますところは「資料 34-2」でございますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

誠に申し訳ございませんでした。

(3) 中の文末のほうにもございまして、それぞれ「34」が抜け落ちてございます。訂正しておわび申し上げます。

それでは改めまして、「自動車製造会社の燃費試験不正行為による軽自動車税の税率変更に伴う事務処理に係る本人外収集等について」説明をさせていただきます。

初めに2ページ、事業の概要をご覧ください。事業名・担当課は記載のとおりでございます。次に目的でございます。自動車製造会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の税率変更に伴う納税不足額について、納付処理を適切に行うためでございます。対象者は今回の燃費試験のデータ不正により軽自動車税の税率に変更が及ぶこととなった対象者でございます。

次に事業概要でございます。平成28年4月、三菱自動車による軽自動車4車種の燃費試験不正行為が発覚し、これに伴いまして軽自動車税の税率、軽自動車税のグリーン化特例の減税の区分に変更が生じ、納税不足額が発生することになりました。この納税不足額については、三菱自動車が納付を表明していることから、国との協議により納税義務者ではなく、三菱自動車が全額支払うことになったものでございます。

この事務処理について、総務省より通知があり、全国の区市町村は一律に事務処理を行い、新宿区においては資料31のとおり本人外収集及び外部提供を行うものです。

なお総務省は車両番号、車両番号とは、いわゆるナンバープレートに書いてある番号でございます。総務省は車両番号を個人情報として扱わないという見解で都道府県を通じて全国の区市町村に通知を行っていますが、この車両番号により新宿区はシステムで照合して個人を特定し、また三菱自動車は軽自動車検査協会から提供された検査情報と照合して、個人の特定をすることから、新宿区では車両番号を個人情報に該当すると判断しているものでございます。

次に資料34-1をご覧ください。事務の流れをご説明いたします。赤い矢印1番のところ、新宿区が東京都から納税不足額が生じる個々の車両ごとの情報の提供を受けます。その情報の中に車両番号の記載があるため、本件諮問の本人外収集となるものでございます。

次に青の矢印の2番ですが、新宿区が納税義務者へ納税通知書を送付いたします。税額の変更賦課決定を行い、地方税法の規定に基づき納税通知書による納付の告知を法に則つてするものでございます。

次に緑の矢印3番でございますが、新宿区が自動車製造会社へ不足額の請求書と対象となる車両の一覧表を送付します。この対象車両一覧表に車両番号の記載があるため、本件諮問の2つで外部提供となるものでございます。

次に青の矢印4番で、自動車製造会社が新宿区へ不足額を納付し、青の矢印の5番、自動車製造会社が納税義務者へ宛て納付が完了した旨の通知を送付することになります。これは全国一律の事務処理の流れに沿って行うものです。

各データ及び送付物については、資料34-2を後ほどご確認ください。

なお今後、他の自動車製造会社において同様の燃費試験不正行為を行ったことが判明した際は、同様の処理を行うものといたします。

資料34-1の裏面については、参考として記載したものですので、後ほどご確認ください。

次に3ページをご覧ください。ここで改めて本件事務処理に係る本人外収集についてご説明いたします。保有課、登録された個人情報業務の名称及び収集する個人情報項目は記載のとおりでございます。収集した個人情報項目の記録媒体は紙でございます。収集の相手方及び収集の目的は記載のとおりです。本人からの直接収集しない理由等は、納税不足額が生じる個々の車両ごとの情報がなければ、新宿区が対象者を正確に把握することができず、適正に当該事務を行うことができないためでございます。収集開始時期及び期間は記載のとおりです。

次に4ページをご覧ください。本件事務処理に係る外部提供についてご説明いたします。保有課、登録業務の名称、登録業務の目的は記載のとおりでございます。外部提供の相手方は燃費試験不正行為を行った自動車製造会社でございます。外部提供を行う理由ですが、自動車製造会社が区からの請求書に添付する対象車両一覧表に記載された車両番号により、対象車両を把握し、区に対し納付を適正に行うためでございます。なお当該事務処理は、国からの通知に基づき全国一律の処理となっています。

外部提供を行う情報項目は記載のとおりです。外部提供を行う際に使用する記録媒体は紙です。これは請求書に添付する対象車両等一覧表を指してございます。

外部提供に当たっての区としての情報保護対策は4点ございます。1つ目は、本件外部提供に当たりましては紙を媒体とし、電子メールでのデータ送信を行わず郵送といたします。2つ目として、郵送宛先の記入間違い等を防止するため、郵送処理前に宛先及び郵送内容の職員によります二重確認、ダブルチェックを行うこととします。3つ目、自動車製造会社宛てに郵送する際は、普通郵便でなく書留郵便で送付をいたします。最後4点目、請求書に添付する対象車両等一覧表には、氏名や住所等は記載しない。以上4点でございます。

外部提供の相手方としての情報保護対策でございますが、三菱自動車は自社の個人情報保護方針に基づき適正に処理をするものですが、加えまして新宿区は三菱自動車に宛て「新宿区が提供する個人情報の適切な管理に係る留意事項について」という文書を送付し、適正な保護措

置を求めるものでございます。資料34-2の5ページと資料3を後ほどご確認いただければと存じます。外部提供の時期は記載のとおりでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

【会長】ちょっと私から質問ですけれども、自動車製造会社が納税義務者に納付が終了した旨の通知をすと記載されていますが、そうすると自動車製造会社に納税義務者の住所、氏名を提供しないと送付ができないと思うのですけれど、先ほど何か説明を聞いていると住所、氏名は通知しないようにもちょっと書いてあるので、その関係がよくわからないのですけど、お願いします。

【税務課長】自動車製造会社は、軽自動車検査協会から検査情報を既に持ってございます。したがって新宿区からは登録番号、それのみをお知らせすれば三菱自動車はみずから既に持っている検査情報と突合することで、個人を特定するものでございます。

【会長】わかりました。ほかにご質問かご意見ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】さきほどの関連なのですが、この三菱自動車が紙媒体で取得した情報は、確かグリーン税制って1回だけですよね。そうすると1回これを製造会社が納付して、その納付を終了した旨の通知をすれば、その紙媒体自身はもう要らないわけですね、使用する必要はないわけですね、今後。それはもう三菱自動車の責任でちゃんとシュレッダーをかけるとか、そういうことになるわけですね。それは何かどこかに書いてありますか。ちょっと僕が見落とししたのかもしれないのですが。それは個人情報保護の観点からしっかり最後まで区としては見届けてほしいのです。

【会長】ご説明ください。

【税務課長】その点にございましては、新宿区から三菱自動車のほうに求めます新宿区から提供した個人情報の保護措置についてという要請文書の中に、本件業務終了後は該当情報にかかわる情報を直ちに消去する旨求めるものとなっております。

【佐藤委員】ありがとうございます。ちょっと見落とししていました。

【会長】ほかにご質問、どうぞ、布施委員。

【布施委員】自動車会社のほうに、この流れでいいますと東京都から新宿区に車両番号を記載して、納税義務者、新宿区のほうで相手方の特定をするというような形をとっていますけれども、車両番号というのを直接自動車会社に送付すれば、自動車会社のほうが、誰がその車を持っていて、税額は一律で決まっているわけですから、確定するのではないのでしょうか。要するにわざわざ新宿区に納付番号を聞いて、それでその車両をもう一度送り返してもらわなくても

最初から車両番号の情報自身は東京都が持っているわけだから、直接すればいいのではないのと通常思うのですけれども、そうしない理由は何ですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】軽自動車税ですね。これは新宿区の税でございますので、その税額の変更は区が行わなければいけない。したがってその税額の変更については課税主体である新宿区が納税義務者本人に通知しなければいけないことから、新宿区がその税率の変更になる情報を得ないと、納税義務者に区として通知ができない、こういう関係で区がその情報を取得すると、こういうことになります。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかに質問かご意見ございますか。

ご意見がないようでしたら、本件は諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

では、本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【税務課長】ありがとうございました。

【会 長】次は資料 35「新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置に伴う本人外収集等について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【保育課長】まず、こちらの事業の概要でございますが、資料をご覧ください。こちらは新宿区立の保育園または子ども園において、事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用を行うと、そういった事業でございます。

この目的なのですが、主にゼロ歳から2歳児クラスを対象といたしまして、そちらの保育室にビデオカメラを設置いたします。そしてこの保育園及び子ども園における事故防止、それから事故後の検証及び保育内容の振返り、そうしたものによりまして保育の質の向上を図るところが目的でございます。

対象者でございますが、保育園、子ども園に在籍する乳児、先ほどのビデオカメラ設置で映させていただくゼロ～2歳児クラスの乳児ですね。それから保護者、職員、その他ビデオカメラが撮影する範囲に映るものというところでございます。

事業内容でございますが、内閣府がこの度28年3月に事故防止及び事故発生時の対応ガイドラインというものを策定いたしました。そのガイドラインの中に特に睡眠中であるとか、水遊び、食事中において比較的事故が起りやすいとされる場面について、ビデオ等の記録機器の活用について検討するよというところで周知がございました。そうした状況を踏まえまして、

区立の保育園、子ども園においても事故の発生防止の取組みということで、ビデオカメラを一部の園に導入し、その効果を検証していこうというものでございます。

なお、この事業は国からの補助金も出ておりまして、そうした補助事業を活用して実施する事業でございます。

設置場所、台数でございますが、区立の保育園、子ども園のうち、今回は5園にビデオカメラを導入し、その効果を検証していくものでございます。具体的には長延保育園、百人町保育園、西新宿子ども園、おちごなかい子ども園、大木戸子ども園の5園でございます。

園の選定でございますが、地域性と、それから保育園、子ども園、あるいはそれぞれの園の規模、そうしたものをバランスよく選定をさせていただいたものでございます。

ゼロ～2歳児クラスを主に対象といたしまして、1園につき最大4台までの設置を考えるとところでございます。

このビデオカメラの設置でございますが、もちろんこれは事故防止や、それから事故後の検証を行っていくものでございますので、そうした目的を効果的に達成することができる場所ということで、それぞれの設置園と協議の上、我々保育課が決定をしていくというものでございます。また、それぞれの設置園については、丁寧な保護者への説明も行いまして、理解をいただいているということを考えております。

それから東京都への補助金交付申請も行いまして、補助金の交付決定後に速やかに設置工事に入らせていただくということでございます。

プライバシーへの配慮でございますが、画像の保存期間は原則として14日間といたします。そして順次自動的に上書き消去をしていくように考えております。またビデオカメラによる撮影した画像を、例えば防犯カメラのように常時監視するような、そうしたモニターは設置する予定はございません。また外部提供についても、事件捜査等の公文書による請求があった場合などに限定をさせていただく予定でございます。また、ビデオカメラを設置する場合には、その場所についてビデオカメラを設置している旨を掲示するという事を考えております。

このビデオカメラの設置及び運用につきましては、資料でつけさせていただいておりますけれども、ビデオカメラの設置及び運用に関する要綱、それからビデオカメラ設置等基準というものを定めまして、そうした要綱や基準をしっかりと遵守しながら、適切に管理をしていく、運用をしていく予定でございます。

続きまして次のページをご覧ください。続きましては、このビデオカメラの設置に伴う本人外収集ということでございます。登録された個人情報の名称、それから収集する個人情報項目

といったものは先ほど説明をさせていただきました記載のとおりでございます。収集した個人情報項目の記録媒体は電磁的媒体ということになります。収集の相手方、実際にビデオカメラで撮影する対象というところでございますが、記載のとおりでございます。収集の目的についても先ほどご説明をしたとおりで、保育中の事故防止、事故が発生した際の検証、それから保育内容の振返りによる保育の質の向上というところを目指しているものでございます。本人から直接収集しない理由等については、こちらに記載のとおりでございます。それから収集開始時期及び期間でございますが、こちらについては平成 29 年 2 月 1 日から、保護者説明等を経た後に、29 年 2 月 1 日からの収集開始及び運用を目指しているものでございます。

それでは次の資料をご覧ください。ビデオカメラの設置に伴う画像情報の外部提供についてでございます。先ほど説明しましたとおりでございますけれども、外部提供を行う情報項目というところをご覧ください。こちらについては乳幼児クラスの園児、保護者、職員、その他本件ビデオカメラが撮影する範囲に映る者に係る情報項目ということでございます。

それから外部提供に当たっての区としての情報保護対策でございますが、資料でつけさせていただきました要綱をご覧ください。第 7 条ですね。2 ページ目に当たりますが、第 7 条のところに「提供の制限」ということで規定させていただきました。こちらのところで、外部提供をする場合の制限という形で、限定的にこうした項目による求めがあった場合のみ、画像等を外部提供するというように規定をさせていただきました。

また資料に戻っていただきます。それから外部提供の相手方としての情報保護対策でございますが、こちらについては要綱第 7 条第 2 項に定めたような形で、適正に画像情報を管理していくというところを目指しているものでございます。また要綱のところ、ちょっと前に戻っていただきたいのですが、要綱のところの 1 ページ目のところ、第 3 条に子ども家庭部保育課長をビデオカメラ管理者とさせていただきます、この管理の適切な運用をしていくということと、それから各園の園長をビデオカメラ取扱責任者として、園長がその現場の責任者としてビデオカメラの運用を適切に行っていくと、そうしたところでビデオカメラの設置及び運用に関してはしっかりと対応していきたいと考えております。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】今回、保育園、子ども園等のビデオの設置という目的、内容的には理解ができるところなのですが、1 点お聞きしたいのは事業内容の設置場所、台数についての 1 行目ですね、「5 園にビデオカメラを導入し、効果を検証する」とあるのですが、どのよう

な形で効果を、誰が検証されるのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】効果の検証というのは、ビデオカメラを設置しました園の保育士です。園長を初めとする保育士が、そのビデオカメラに撮影された、職員の保育の内容について、そうしたものを録画された画像を見ながら検証をします。もし、もちろんヒヤリハットのような形の、非常に保育の中で危険だなという場面があった場合も、そうしたところを保育士が画像を見ながら自分たちの保育を振り返って、今後の保育の内容の改善に努めていくと、そういった形で活用をする予定でございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、これが見られるのは園の関係者、保育士の方に限定されるということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】原則としては園の職員のみというところで考えているところでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】それと最大4台まで設置するということなのですが、これは保育園の敷地内の館内に限定されるのか、それとも多少外側が見えるような位置にもカメラを、レンズを向けるのかどうなのか、その辺はどうですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】設置については、なるべく保育室の入り口のほうから保育室全体と、それから水遊びをする場合に、保育室の外のテラスを使って水遊びをするということが非常に多くございますので、そうしたところまでが映り込むような形で、あくまでも保育室の中には設置いたしますが、なるべく広角でそうしたところが俯瞰できるような設置にしたいと考えております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、あまり園外は映らないような位置を検討して設置をされるということでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】むやみに園外が写り込むというところはなるべく避けたいと考えております。

【会 長】ほかにご質問かご意見。三雲委員。

【三雲委員】資料35の4ページの登録業務の目的というところに3つありまして、この1、2、3の場合に、外部提供がなされる、こういう趣旨でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】そうですね、基本的に外部提供については、ここに書かせていただいた3点を想定しているところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうするとちょっと聞きたいのですけれども、保育中の事故防止とか、保育内容を振り返ることによる保育の質の向上、これらの目的で外部提供するというのは誰に対して提供することを考えているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】通常の保育の中の映像というものについては、私どもとしてはそれが頻繁に外部提供されるというようなことは基本的には想定しておりませんが、例えば捜査機関からの求め等で、こうした場面の提供がもし求められたような場合は、こうしたところも対象になるというような認識で、ここに挙げさせていただいたものでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】今、おっしゃった捜査機関等というのは、これは2番の事故が発生した場合の検証のところだと思うのですけれども、そうではなく事故防止であるとか、3番の保育の質の向上、これは捜査機関には基本的に関係がないのではないかと思います、そうするとこの1、3の場合には誰に対する提供を想定しているのかということですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】特に外部提供というのは、もともと要綱のところでも外部提供ができる場面というか、理由というのは著しくこちらとしては制限をさせていただいておりますので、こうしたものがもし外部提供するとなると、実際に事故が起こったときとか、あるいは保育中のそうした保育を確認したいというような申出が、そうした法令に基づいた申出があった場合のみに、なるべく限定をしたいと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】その提供の相手方というのは、この要綱7条の1項、各号に書かれたものとなってくると、保育の質の向上という3番は、特にこの7条の1項各号に書かれている人たちとマッチしないような感じがするのですが、どうしてもこれをやりたいのだったら7条1項各号を少し広げるのか、あるいは逆に7条1項各号の範囲でしか提供するべきでないという個人情報保護の観点から、そういうことであれば、この登録業務の目的の3番は削除するのか、そうい

った対応をしないといけないのではないかと思います、いかかでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】それについては、委員ご指摘のとおりかと考えております。

【保育指導課長】今、三雲委員からご質問のあった件ですけれども、基本的に保育の質のところで、例えば捜査機関に画像を提供するとかということは想定しておりません。先ほどその前のご質問のときに、幾つか例を紹介した園内で保育を振り返るような、そういう場合に再生する。ですからそこでは外部提供は行わないものとなります。ただ、結果として例えば事故の検証を行った、そこで外部提供する場合がありますけれども、その結果として再発防止策などを検討したことによって、最終的には保育の質の向上というところに結びついていくというとはあるかと思えます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】それは付随的な効果の話であって、目的でないと思うのですね。要するに保育の振り返りをして、質の向上をさせると。これは事業の中の人たちに対して見せるということだと思うので、外部提供に当たらないはずなのです。外部提供をするというのが起こるのは、先ほど前提としてやはり事故が起こって、そこを検証して、その付随的な効果として質の向上も起こるかもしれないけれども、目的はやはりこれは検証なのではないかと思えます。3番がここに入っている理由というのは何なのでしょう。

【会 長】例えば、よくわからないのですけれども、これは1つの園がそれぞれビデオを保管するわけですか。5つの園がみんな持ち寄って、共同で何か対策とかやるとか、あるいは他の区ですね。そういうところとそういう問題を協議したりする、そういう外部提供ということも、それはさっきの5園でやるものは外部提供ではない。庁内のことなのでいいのかとちらっと思ったりするのですが、そういう問題があるのでしょうか、ないのでしょうか。あった場合、このことを言っているのでしょうか。ご説明ください。

【保育課長】今の会長のご指摘でございますが、基本的にはその各園で撮った画像というのは、各園における保育の振り返り、そうしたことに活用するというのを考えておりますので、それぞれの園には例えば新宿区の保育園、子ども園全体でその画像を共有するであるとか、あるいは他区での何か振り返りの資料として使うということは、私どもとしては想定していないところでございます。

【会 長】では、そうすると外部提供なのかどうか疑問が出てくるので、外部提供は警察の問題だけはみんなわかっているから問題ないと思いますが、それ以外に外部提供があるのかと

いう問題はやはり三雲委員のご指摘のとおりなので、なければ警察だけなら2番の事故が発生した際の検証だけになるのではないかなという指摘は正しいと、その点はどうか。

【保育課長】今の委員のご指摘のとおりかと認識いたしますので、ここで書かせていただきました登録業務の目的の中から、1番及び3番については取らせていただきたいと思います。

【区政情報課長】この案件の取扱いにつきましては、三雲委員のご発言を受けまして、事業課の中で再度検討させたいと思います。その上で、登録業務の目的、これを取るか取らないか、改めて次回のときにご提案をさせていただきたいと思います。

【会 長】では、今日は採決しないでということになりますか。ということよろしいですか。

【区政情報課長】外部提供の時期でございますが、スケジュールのほうが、申し訳ありません。2月1日から利用したいという、こちらを優先させていただきたいという旨でございますので、今回、今、事業課長が申しあげましたとおり、利用目的を限定させていただいた上でお願いをしたいということで、改めてお願い申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】それですと、これカメラのことですから、映っていない職員の方もいると思うのですね。それで何かあったときの、本当にこういうことをやっていったら、質の向上をしていったらとてもありがたいわけですね。映っていない方も関係があるかもしれない事案もあるかもしれないですね、事前に。そうするとこれ映っている、ここはどこまで限定するかわかりませんが、3番のところの解釈の仕方として、やっぱりこういう質の向上に関係していて映っていない職員の方も交えてやる、いろいろなことを勉強したり、検討したり、向上を図る会議があるかと思うのですが、そういうときに映っていないからその人は入れないということではないようにされたほうが、私も保育園に随分預けましたから、園側としたら安心だと思うので、そういう点も踏まえて、3番は外していいのかどうかということも考えてほしいと思うのです。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】園の中での保育士による振り返りというところが前提というか、大きな目的になりますので、基本的には乳児のクラスの担任が中心となって振り返るということにはなるかと思いますが、あくまでも園の中で保育士が画像を共有して、それで保育の質の向上を目指すというところは私どもも想定をしているところでございます。したがって外に出すということではなくて、あくまでも園の中での職員による共有ということでご理解いただければと思います。

【会 長】ほかに何かございますか。布施委員。

【布施委員】事故があつては困ると思うのですが、万が一事故があつた場合は一番考えられるのは、事故があつた子どもさんの保護者からその当時のビデオ等を見せてほしいという要望が当然あり得ると思うのですね。それは外部提供ということで考えるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】要綱の第7条の第1項ですか、画像から識別される特定の個人の同意があるときというところがございます。私ども基本的には保護者の方に提供するためにこのビデオカメラを設置するものではありませんし、保育の様子を録画するということではないのですが、もしも保護者の方が、事故があつてお子さんが例えば怪我をしてしまったといったときに、どういった保育をしていたのか確認したいという申出があつた場合は、まずは私どもがしっかりと説明をして、保護者の方に納得していただくという努力をいたしますが、それでも画像を確認したいのだという、もし申出が強くあつた場合は、特定の画像から識別される特定の個人の同意をいただいて、提供することは全くないことはないというふうに考えております。

【会 長】布施委員。

【布施委員】その場合、特定の個人だけが画像に映つてあるのだろうか、それは明確ですね。個人情報です。ただ、画像は編集や加工してはいけないと書いてありますから、全体が映ってくるわけでしょう、それ以外の人も。その場合はどうするのですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】あくまでもこの要綱に書かせていただいたとおり、画像から識別される特定の個人の同意をいただかない限りは、その画像の提供を求めている保護者の方に提供するということは行わないということで、私どもは考えているところでございます。

【会 長】質問は、本人で子どもなのだから、子どもが映っていて、その子どもが請求するということは考えられませんよね、親ですよ。そうすると特定の個人の同意というのは、これ親の同意も含むという意味なのかなとか、今のご質問は提供を請求されたときに、誰が決めて、提供できるのかということですよ、まず。それがご質問は提供するとしたら、それは外部提供になるのではないかという質問ですね。だからそれは本来できないのではないのと、保護者からの請求が、今のご説明だと。今までのご説明を聞いての範囲では、保護者に提供できないのではないかと。できないというのはそれも1つのやり方かもしれない、警察に渡したのだからいいのだとか、いや、警察が扱わない事故というのもあると思うのですね。そういう請求が保護者から来たときに、どう対応することになるのですかという質問ですね。どうされます

か。

【保育課長】先ほども申し上げましたが、まずは保護者の方に保育課なり園のほうから、そのときの状況であるとか、保育士の対応を丁寧に説明させていただいて、そしてご理解をいただくというところをまず私どもは努めたいと思っております。したがって基本的にその画像を提供するという前提に立った考え方は一切ないというところは改めて申し上げたいと思います。

【会 長】拒否するわけです。それは警察以外には外部提供しないという制度ですね。ご説明ください。

【保育課長】そうです。そういった考え方に沿って運営をしていくということでございます。

【会 長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。西村委員。

【西村委員】私、個人的な意見ですけれども、これの保育内容を振り返ることにより保育の質の向上というのは、今、1つ問題になっていますけれども、私は気持ち的にはこの条項はあってほしいと思うのですね。というのは今まで話題になっていることは、カメラというのを監視する装置というような位置づけで捉えていらっやあって、これは何か良くない事故とか、その他良くないことが起こったときに、そのための資料として画像を使うのだというような立場に立ってのお話だと思うのですけれども、それ以外にこういう外部提供と私が考えた場合には、さっき言った区内の園で持ち寄るといふ相互の研修もありますし、それからよその区との連携もあるし、それからさらにもっと、強いていうならば、例えば保育学会というような学会等に、こういう保育をやるとうまくいくのだとか、いい例を紹介するというような、それによりどこかで始まった工夫が次々といふ影響を波及させていくというような材料としても使えるというポジティブな側面もあると思うのですね。

ですからこういう監視というためだけではなくて、そういうものもあるからぜひこういうものを設置して、積極的にそちらのほうのポジティブな面の活用も考えていきたいということによって、この関係者の理解も得られやすくなるのではないかと、私はそんなふうに思うのですね。

ですからそうするとそういう目的を持って外部へ提供するということには、社会通念上もあり得るかなと思うのです。ただ、その場合には保育行為の質の向上ということが目的ですので、そこに映っている個人が誰かということとはあまり関係ないことですので、ですので個人が特定されないように、例えばぼかすとか、黒枠を入れるとか、いろいろなやり方がありますけれども、そういうことが必要になると思うのですけれども、この条項だと編集・加工は一切しないというふうに書いてあると、それができなくなってしまう。むしろそのところは目的に合わ

せて変えたほうがいいのかという意見を私は持っております。

【会 長】要するに外部提供の範囲、ここではそれを限定していただいて、広げるのか広げないのか、広げるとしたらまた別の議論として、今、ご提案の範囲は警察だけということで、さっき限定しましたので、今の広げたほうがいいのかという意見としてわかるのですが、提案でないで、ちょっと審議の対象から外そうと思うのですけれども、その可能性は全くないのですか。もう一度念押しですけれども、ご説明ください。

【保育課長】今、委員から保育の質の向上というところでの貴重なご提案をいただいたという認識はございますが、今回この提案をさせていただいている目的については、あくまでも外部提供というのは会長からもお話があったように、基本的には警察への提供のみということで考えております。それでもし保育の質の向上ということで全体を共有するというのであれば、このビデオカメラによる映像ではなくて、別途きちんと同意をいただいた上での保育の様子を撮影するところの映像で研修をしていくといったような対応で考えているところでございます。

【会 長】このビデオとは関係ない、別に、これは固定のビデオカメラですよ。そうではなくて保育の参考になるものは、仮に園で撮影したものを用意するというか、そういうこと。今のこの諮問事項は、1つ本人外収集というのが前のページにあるわけですね。本人外収集で収集したものを園の中で利用するというのは、多分この本人外収集のほうで承認したことになるのだと思うのです、園内の利用方法は全て。外部提供というのは園外、今、何となく特定しましたけれども、警察だけということなので限定して議論すればいいのですが、外部提供というのは警察に提供する場合だけ。園内の利用は本人外収集で収集したものを園内で利用できる、こういう理解、それでよろしゅうございますよね。

【保育課長】今、会長からご説明いただいたとおりでございます。

【会 長】それを前提にご意見ございますでしょうか。津吹委員。

【津吹委員】済みません、最近学校現場なんかでは必ずしも警察介入ではなくて、民事訴訟って結構多いのですけれども、その場合民事訴訟の対象として提起された場合に、当然証拠として提出を、親、保護者はしてくると思うのですけれども、その場合は警察が入らなくても訴訟ですから、提示するという可能性は多分にあると思うのですが、必ずしも警察に限定しなくてもそこは法的にと何かということにしないと、またちょっと違った観点から出てくるのではないですか。

【会 長】第三者の、外部の特定、さっきから警察ということで、そうしないと議論が広がり過ぎてしまうので、警察は1つはつきりしましたからいいのですけれども、何かほかにあれ

ば、ここで決めるか、後日追加していただけるか、そういう意味だと思うのですよ。裁判所からの請求はどうするのですかというご質問だと思います。とりあえずそれにお答えください。

【保育課長】今日資料でお付けしました要綱の第7条のところでございますが、この第3号のところに、「前号のほか法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき」という一文を入れさせていただいておりますので、裁判資料というか、そういった民事訴訟法等の法律に基づいた求め等については、この要綱に照らして提供は可能なのかなと考えております。

【会 長】この14日で消去するとなっているのですよ。いろいろな問題、例えばどうも問題が起こったとか起こりそうだとか、14日でとにかくルールどおり消してしまって、もうありませんとやるのか、いやちょっと問題が起こりそうな場合は、例外的に保存することを考える、そうするとそれは誰が、どういうふうに決めるのですかというお話ですけれども、ご説明ください。

【保育課長】要綱の第5条の第2項のところに、第1項で14日以内と原則を定めましたが、前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は区長と協議の上、その保管する期間を別に定めることができるというところで、改めて区長との協議の中で決めていきたいと考えております。

【会 長】では、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】今回のビデオカメラを使って画像を保存するというような、そういうことだと思うのですけれども、印刷をして紙で配付するというケースも何かあるような、外部提供であるということなのですけれども、これって加工とか編集に当たらないのかというのがちょっと気になったところと、あとこれ音声の話があまり書いてないみたいなのですけれども、外部提供のところに。音を共有するみたいなことというのは、どのようにお考えなのですか。

【会 長】よろしいですか、ご説明ください。

【保育課長】基本的な私どもの想定の中で、紙媒体による提供というのはまずないのかなという想定はしているのですが、ただ、提供媒体という中に一応画像以外にも紙でも何らかの形でプリントアウトしてというところも一応想定の中に例外的に入れさせていただいているというところでございます。

それから音声についても、基本的に私どもが今、考えているのは、音声は特に対応しない、もう本当に画像だけのところで考えてはおります。そのところについては今後機種を選定していく中で検討は必要かと思っておりますけれども、基本的に音声は今、私どもの想定にはございません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。ただ、紙で特定の画面を切り抜いて渡すというよりは、そのままデータを渡したほうが事故の検証とかではいいと思います。向こうのほうで勝手に加工してもらえるようにしたほうがいいと思うので、そこはそういうふうにお答えをいただければと個人的には思うのですが、多分ここで買うカメラというのは普通のハンディカメラみたいなレベルのものではなくて、しっかりとしたものなので、それで音声が入らないというふうには、そういうカメラを最初から購入されて映像だけしか保存をしないようにということですよ。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】保育室に据えつけて、ハンディカメラのように保育士が動き回って撮るというようなものではない。画像についてはかなりクリアなものを選ばせていただきたいとは思っておりますけれども、今ご指摘いただいたとおりでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そうなるちょっと気になるのが、いろいろな場面で使うことを想定されているので、何か持ち歩けるカメラもいいのかなとか、そういうのも思っているのですが、ちょっとその辺は改めて、逆に音声があったほうが、それこそ検証のときにいろいろな検証ができるという考え方もあるので、その辺はほかの自治体の事例とか、そもそも国の事業なので、さっき質の向上のために外部提供するかとかも、多分国の意図が反映されてこういう表記になっているのもあると思うので、その辺の意図というのを酌み取った上で、検証、検討いただければと思います。

【会 長】では、ご意見として。ほかにご質問かご意見。三雲委員。

【三雲委員】この登録業務の目的をどうするかというところで、いろいろ議論があったと思うのですが、1番の事故防止まで削るかどうかというところになってくると、やはり事故なり犯罪の予兆があるなり何なりで、やはり防止目的でも捜査機関なり外部に対して提供するということもあり得なくはないのかなと思いますけれども、3番がちょっと難しいというのは既に申し上げたとおりだと思います。1番ということも想定は、区としてはされているということですよ。

【会 長】もう一度、お尋ねするのですが、外部提供の相手方、この議案を見ますと、先ほどの要綱の第7条第1項各号と書いてありますね。第7条、さっきの問題になっている第7条ですね。1項各号というのは括弧のことですよ、(1)、(2)、(3)、(4)ですよ。そ

うすると警察だけというのは（２）のことをいいますよね。さっきこちらの津吹委員から出たときに、いや、民事裁判については（３）がありますとおっしゃったから、（２）と（３）とは内容がわかったのですが、実はその前に問題になった（１）ですよね。保護者からの云々というのは、これに当たるのか当たらないのか。これは（１）というのは、これ１号という読み方をしますけれども、（１）というのはこれ何を想定している。これこのまま通ってしまいますと、この（１）で流れていく可能性が出てきましたよね。さっきは警察に限定していただいたのだけれども、そうではなくて７条の１項（１）から（４）までの４が外部提供の相手方になりますよね、提案としては。さっき限定していただいたけれども、どうもそうではなくて、この議案はやっぱり読み直すと、この（１）から（４）全部提供できることになりますね。そうするとちょっと議論して、この（１）を詰めていただかないと何なのか、この（１）というのはということです。どうしますか。

では、三雲委員、ちょっと済みません、似たような質問かなと思ったのですが、ちょっともう一度、何か追加があったりしたら、ご説明ください。

【三雲委員】ちょっと今のご発言との関係で聞きたいのですけれども、（１）、１号というのは、これは要するに映っている子どもたち、あるいは保育者、そういった人たち全員の同意がとれば、その画像、映像は外部提供ができるという、そういう考え方ですね。そうするとゼロ歳から２歳児の場合、本人は同意できないわけですから、その子どもたちの保護者の方に同意をいただく、３人映っていれば３人の同意をいただく。かつそこに保育士が入っていれば保育士の同意も。そうするとその映像を欲しいと言っている方にお渡しすることもできるということですよね。つまり先ほど最初のほうに問題が出てきた、提起された事故が起こって被害に遭ったお子さんの親御さんが見せてほしいという話をされたときに、誰の同意をとって見せるのかということは、ではその映像に映っている全てのお子さんの保護者と、そこに映っている保育士全員の同意がとれば、その画像についてけがをしたお子さんの親に見せることもできる、それを意味しているのが（１）であると、そういう理解でよろしいわけですよね。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】そうですね、ここの解釈としては今、委員がおっしゃった内容でよろしいかと思えます。

【会 長】提供の範囲を警察に限定していただいたのだけれども、議論がどこまでいくかわからないから。だけれども今のご説明だと、そうするとそれはわかりましたけれど、そういう場合の保護者以外、とにかくその映像、だけど映像を見ないのに、誰が映って、誰の同意を得

たらしいのかわからない。画像を先に見せてもらって、A、B、C、Dさんか映っているから、ではA、B、C、Dさんを訪ねて、同意書をとってきますというのはいいけれども、誰が写っているかわからないのに同意書をとってこいと言われて、どうやってとってくるのですか。

【保育指導課長】この外部提供するときというのは、基本的にはやはり保育所に何か起きたときです。そのときというのは先ほど第5条の第2項で触れたように、管理者の判断、管理者と区長との協議の上で画像を、記録媒体を別途保管することになるかと思います。その場面の特定までは区の職員が行うこととなりますので、その上で映った子どもを特定して同意を、その保護者に同意を得ていくという、そういう手順になるかと考えております。

【会 長】そうすると誰かから申請があったら、区のほうで全て同意をとる手順を踏んでくださるということを意味していますか。こちらで同意書を集めないでも全部、こういう何月何日の何時の映像が欲しいのだと言ったら、そちらのほうで、わかりました、それではその映像を見て、映っている人の全部に同意書をもってきますと、そうやってくれるということですか。

【保育課長】いえ、そうではなくて、先ほども申しあげましたように、保護者の方からもし申出があれば、同意をとって提供するというのではなく、あくまでも画像についてはなるべく必要やむを得ない場合以外、外部提供はしないということで考えておりますので、もしそうした申出がありましても、そこは丁寧に保護者の方に説明をしてご理解をいただきたいと思ます。

【会 長】保護者の方には提供しないということをおっしゃっているのですか。保護者は対象外なのだということを今、おっしゃっているのでしょうか。では、小林副会長、お願いします。

【副会長】行政の職員ですから、非常に単純な話をしているのだけれども、私、審査会の委員でもありますので、これは不服申立てが出たときに、非常に難しい案件になると思うのですね。例えば今、課長がお話したのは、申立人は、握り潰しているのだと言い出すと思います。何故利用をさせないのだ、要綱の条文に書いてあるではないかと、そうすると要綱には同意を得れば、あなたの話を聞かなくていいのですよということになるのですよ。一発で請求を出した場合に、課長は行って、それはだめですよずっと話をするわけですね。そのこと自体が不服の理由になります。

もう1つは、個人って誰ですかという話ですね。職員は公人ですよ。そうすると映っている子どもと同等に扱えると思いますか。そうすると職員の同意は要らないと審査会で出てくる

可能性はある。特に被疑者ですよ、ある意味で。被疑者の同意を得なければ出せないなんてどこにあるのですか。子どもが先生をたたいて、先生が怪我をしたのでというのであれば別です。でもその可能性があるような年齢ではない。そうすると子どもと子どもで民民の争いもありますよね、当然。そうすると1つは怖いのですよ。役所と市民の間で、区民の間で起こって、役所を訴える。その職員ですから、職員個人ではなくてこれは区長を訴えるということになります。そうするとその書類としての開示請求というのが出てきた場合は、今、言った公人って誰ですかという話になる。民民で子ども同士で何かけがをさせてしまったという話の場合に、区は中立機関として書類を出してくれという話になったときに、ではそこに映っている人全員という逃げになりますね。例えば俯瞰でこうやっていると20人、30人が映るのが普通だと思いますから、全員をとらなくてはいけない。でも実際はその2人にピンポイントでそこだけを開示することはいくらでもできる。でもそれはしない。こういう文をつくると、何か非常に難しくしてしまうのだと思うのですね。要綱とすれば、こういうのを抜いてしまえば、全然問題ないのだけれども、ここに出すと書いてしまうから大変なのですね、簡単にいえば。

申し訳ないけれども、私みたいに実際に苦情が来たときに処理する人間からすれば、本当にこれって答申書を審査するというのは物すごく難しいし、方向性というのは役所の人と考えている反対に答申が出る可能性が強いと思いますね。対等ではないですよ、はっきり言って。公人と私人を対等に扱うなんてあり得ないし、公人の許可なんか得る必要ないというのが、悪いけれども答申書の方向はなるということだと思いますね。

【会 長】 ちょっと、ご意見。大分難しくなりそうですけれど、いいですか。どこかでちょっと次回にするとか、ちょっとご意見を聞きましょう。

【保育課長】 済みません、ちょっと私も議論をいただく中で、ちょっと混乱をしまして申し訳ございません。

先ほどの特定の個人というところでございますが、かたくなに提供しないよということではなく、もちろん説明を尽くしてというところは努力をいたしますけれども、それでも納得していただけないというところであれば、こうした画像について保護者の方の同意をいただいた上で、提供をするというようなことはやむを得ないのかなと考えております。

【会 長】 坂本委員。

【坂本委員】 坂本でございます。今、いろいろなお話を聞いていて思うのですが、私の娘は新宿区ではありませんが、ほかの区で保育士をしております。それでゼロ歳児、2歳児までの小さい子どもたちを見ていまして、やはりけんかをすると、そういう子どもたちはかみつくだ

そうです、人に。手でも何でもかみついて、小さいお子さんですから、歯はかなり鋭く、けがというか、血が出て大騒ぎになることがあると。これは今、こちらでいう警察以外の外部には提供しないという、保育中の事故というのは警察沙汰ではない、そんな事故が多々あるようでございます。ですからそれを提供する提供しないというのは、親御さんがどこまで、誰がした彼がしたと責めることもそんなないかもわかりませんが、小さい子どものやったことですから。でも園の中では、どのお子さんか、危険とってはいけないのですけれども、かみつくと習性がある人は必ずかみつくだそうです。であるからそういうのをちょっと見てあげられたらいいのかな。園の中の保育、ちょっとそのお子さんがけんかなんかしているときの対応を見てあげられるように注意する、注意して見て、保育士のほうが、そんな話を私は時々聞きます。余分なことかもしれませんが。

【会 長】いいえ。だからそういうことに警察とか裁判所でない、そのような事例もあるから、利用する方向のほうがいいのではないですか、というご意見ですよ。

【坂本委員】はい。

【会 長】わかりました。三雲委員。

【三雲委員】先ほど小林副会長がおっしゃったようなケース、怪我を負った子どもの親が開示してほしいという形で、情報公開請求とかが来ることがあると思います。相談を受けた弁護士の方、恐らくこれは、この要綱を見たときに、1号はちょっと厳しそうだと思ったら、普通は3号で、証拠保全の手続きをとって、訴えに来るのかなど。それで来られたときには、これは普通に出すだけの話なので、何か14日以内に消去するというようなことも書いてある、これ緊急性も高いので、求められやすいのではないかなと思うので、あまりそれほどそこが大きな問題にならないのではないかという感じはしているのですけれども。

あともう1つ、この外部提供の整理の仕方、まずは目的で切って、こういう目的のときだけ出せますよというふうに切ってあって、なおかつこういう目的のときには、この要綱の7条1項に書かれている人に対してだけ出せますよという、こういう考え方なのですね。

だから警察だけだとか、あるいは民事、訴訟が起こっているときだとか、そういうことではなくて、とりあえずこの目的に照らして合致するような場面であれば、出すことは検討すると。なおかつ出す相手として適切かどうかということは7条1項各号に照らして検討すると、こういう順番になってくると、この理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【保育課長】今、三雲委員からご指摘いただいたとおりと理解しております。

【会 長】三雲委員、それでいいですか。やっぱりこの7条1項1号ですけれども、(1)ですよね。これ、このままだとちょっと問題ではないですか。何と言ったって、何のことをいっているかわからないですね。(2)と(3)はいい、(4)も一般条項で、あまり好ましくないけれども、まあ、どうしてもというのなら(4)。(1)はもっと具体的にさせていただかないと、これ、さっき小林副会長からもお話があった、これ、誰でも請求できるみたいだし、今の特定の個人の同意というのは、私が考えているのは映像に映った人全員の同意だと、さっきそういうと説明を受けたからそういう理解をしているのですけれども、先ほどご説明されたときには、そうではなくて保護者の同意とおっしゃったから、その人が同意するなんて、何のことかさっぱり意味がわからない。映っている人たちの同意だろうと思うのですね、これは。そうすると20人、30人、どうやってとるのと。しかもそっちで全部とってくれ、とにかく申請さえすれば、こちらが申請さえすれば、そっちで全部同意の苦勞をしてくれるというなら、それは結構でいいですけれども、そうではなくて、おまえ、全員から同意をとってこいと言われても、さっきも申し上げたけれども、誰が映っているかわからないのに、どうやって同意をとるのですかという話になって、何のことを書いているのか、(1)はわからない。では、ご意見、井下田委員。

【井下田委員】済みません、さまざまなご意見やご発言が出ていて、ちょっと事務局にお伺いしたいのですけれども、この案件に関しては先ほどの時間が云々という話があったのですけれども今、かなり議論というか、いろいろな質疑が出ていたので、今日中の落としどころはまずどこなのか、まず事務局に1つ聞きたいのと。

もう1つは、2ページの事業内容に、いわゆる内閣府が作成した地方自治体向けの「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドライン」、これが国から地方自治体向けに出ていました。ここに例えば1つの自治体、うちでいえば新宿区が、この要綱を作成していますけれども、このガイドラインの中にもそういった何か示したものがあって、例えばある程度新宿区において、この要綱がガイドラインに沿っている要綱であれば、少し幅が持たせられるようなことが記入されているのかというのを、もしくはあるのであれば、今さっき事務局に最初に質問したのは、きょうのこの落としどころをまず決めたほうが、今、ここでなっている、本当にすごく貴重な皆様のご意見が出ていると思いますので、その辺を、事務局の時間の観点と、ガイドラインの観点をちょっとそれぞれお聞かせいただければと思います。

【区政情報課長】済みません、会を進行する立場からさせていただくと、そろそろこの事案は終わりにさせていただきたいのが事実ですので、お手元にあります資料35-1、これはあくまでも要綱の案でございまして、こちらのほうの用紙、出させていただいて、ご意見も頂戴し、

その上で区としての要綱をこれから定めていくということになります。よって今のご議論を頂戴し、私個人として、こちらの両課長がご了承いただけるのであれば、まず第7条の(1)、これは外した形で要綱をつくる。その後、(1)に該当したような場合ってどういうものかというのを改めて、必要性があるときにはこれを入れてくると、それをこちらのほうにかけさせていただきます。そういうような手順でも今は大丈夫なのかなというのが私の感じているところです。

【副会長】そんなに難しく考えないで、新宿区には個人情報保護条例があるのですから、その条例によると書けば済んでしまう話で、要綱をつくったって条例のほうが上位ですから、それに反するようなことをここに書いても、向こうは求めを出してきますから、条例に基づく要綱の基準が違うということと言われるので、一番簡単なのは目的外利用とか、外部提供については、「新宿区の個人情報保護条例による」と書いておけばいい話で、書かなければもっといいのです。書かなければ条例が適用されるのですから。要綱をつくっても条例が優先適用されますから、同じなのですよ。

【会 長】ここで要綱の修正案を議論しても意味があるのでしょうか。今日、採決できないですね。今、そこに出席いただいているお2人で、この要綱の変更というのは決められないと思います、多分。だから途中で、今日中にしてほしいというような意向があったから、無理してやっていたのですけれども、この(1)、削除しておいたほうが、この場の議論はなくなりますけれども、そういうことが今ここでできるのですか。

【区政情報課長】今のご議論を聞かせていただいて、要綱を設置するのは必要かと考えております。今までビデオカメラの利用に関しては、全ての事業課において要綱設置をさせていただいた上で利用するという形をとっておりますので、ここだけ今回やめるというのはなかなか難しいかなとちょっと感じております。

要綱をこの中で画像から識別される特定の個人の同意があるときというのは、その同意をとるために区のほうが、管理者がその画像を多分見ると。見たときに、誰が映っているかを特定ができるということが前提で、改めてその人に同意をとりに行くということになりますから、現実的にそれができるかという和多分できないのだろうなという気がしています。という意味で、この条項があってもあまり意味がないかなと感じて、そういうふうに申し上げました。

それから登録業務の目的の中で、保育中の事故の防止と、それから事故が発生した際の検証、この2点については今のご議論の中でお認めいただけるかと思ったのですけれども、3番の保育内容を振り返ることで保育の質の向上のために外部に提供するというのは、やはりこれも今の段階で具体的に想定がちょっとされていないと聞き取れますので、これは現在の段階として

取っていいのではないかなと思います。

今、申し上げた登録業務の目的の3番を取るということ、それから第7条の(1)を取るといような形でもしご了解がいただけるのであれば、それから事業課がそれで両課長が要綱上問題ないと判断されるのであれば、まだ案ですから、そういう形で修正をさせていただいた上で、結論をお出しいただければと思います。

それ以外の課題があるということになりますと、今日はちょっと難しいかなと感じます。

【会 長】事務局の意見はわかりましたけれども、提案者側がどうするかですから、議案を修正されるのなら、この権限があるかどうかもちらのご勝手なので今、修正、ぜひ今日この異議のない範囲で、でも通していただきたいというのであれば修正していただくと。どうしますか。

【保育課長】先ほどの外部提供の部分ですね。3番の「保育内容を振り返ることによる保育の質の向上」というところについては、目的から取らせていただきたいと思います。

【会 長】1と2は残るということですね。

【保育課長】はい。それからもう1点は、要綱のところでございますが、第7条の第1号「画像から識別される特定の個人の同意があるとき」というところを削除させていただく形で対応させていただければと考えます。

【会 長】そうすると第7条の(2)が(1)に直って。

【保育課長】はい。

【会 長】(3)が(2)に直って、(4)が(3)に直る、こういうことですか。

【保育課長】はい、そうでございます。

【会 長】そういう修正案でお諮りいただきたいということですが、再度ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。そろそろよろしゅうございますか。

それでは一応これは諮問事項ですので、承認ということになりますけれども、よろしゅうございますか。

やっとな承認になりました。

【保育課長】先ほど井下田委員からのご質問にありました国から示されたガイドラインの内容でございますが、まずこの要綱案というものは特に国からこうした形での示しはなかったということ、それから具体的に事故防止についての効果的な取組みということで、ビデオカメラを活用した対応が必要ではないかということが示されているということで、お答えさせていただきます。

【会 長】ご苦労さまでした。

【区政情報課長】申し訳ないのですが、資料 36 まで今日ご審議いただきまして、資料 37 以降を次回に持ち越しをさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【会 長】それは皆さん時間どおりに終わってくれるほうがいいのですから、予定がそれぞれ。一応もう 1 つやって、そこで打ち切ることでいいかどうかです。その場合は臨時会を入れることになるのですか。

【区政情報課長】今のところ、次回 1 月を予定しておりますが、そちらのほうでご審議いただいても間に合う案件ではございます。審議会のほうが厳しくなってくるということになります。

【会 長】そのときまた改めてということで、それでは資料 36「臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業の実施に係る本人外収集等について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【臨時福祉給付金等担当副参事】それでは、内容を説明させていただきます。本件は、平成 26 年 4 月の消費税引上げに伴い実施する臨時福祉給付金（経済対策分）、以下「経済対策給付金」といいます、に関する個人情報の本人外収集、外部提供及び目的外利用の諮問及び重要な個人情報の提出を伴う委託についての報告でございます。

内容の説明に入る前に、資料の差替えをお願いいたします。机の上に配付しております資料 36 の諮問事項の 2、3 ページに当たる部分になります。この内容を説明いたしますが、2 ページの内容を修正いたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

また、もう 1 部配付しております資料で、平成 28 年度第 1 回本審議会で提出しております資料 5 になっております。これも修正しておりますので、資料 36 の 2、3 ページとあわせて後ほど説明させていただきます。

それでは経済対策給付金の概要を説明させていただきます。まず資料 36-1 をご覧ください。審議事項の 15 ページ以降になっております。まず資料 36-1 の表ですけれども、これは平成 27 年度、平成 28 年度臨時福祉給付金及び今回の経済対策給付金を一覧表にしたものでございます。表の右側が経済対策給付金の概要となります。対象となる方の要件は資料に記載しているとおりで、平成 28 年度臨時福祉給付金と同じですが、経済対策給付金の目的は消費税引上げに伴う影響の緩和を図るとともに、あわせて経済対策の一環として社会全体の所得の底上げに寄与することとしています。したがって平成 28 年度までの給付金は毎年度、単年度ごとに給付しておりましたが、経済対策給付金は消費税 10% 引上げが予定されております平成 31 年 10 月までの 2 年と 6 カ月分を一括給付することとなっております。給付額をその期間に相当す

る1万5,000円とするところが大きな変更点となります。対象者数は8万3,200人を見込んでおります。

なお要綱の制定、申請書の送付時期、申告の受付の期間等、詳細につきましては現在、検討しているところですが、今回の諮問にかかる施設入所児童及び虐待等による措置入所障害者、高齢者については、平成28年度新宿区臨時給付金事業実施要綱で定めた児童、障害者及び高齢者と同じであるため、本日は平成28年度の要綱の該当する箇所を抜粋して資料36-4としてお付けしております。

次に、諮問案件についてです。対象者及び内容については今年度第1回本審議会で諮問いたしました内容と同じですので、ここでの詳細な説明は省略させていただきます。ただし資料の記載につきましては、前回の内容から記載を一部変更した箇所がありますので、先ほどお願いしました資料の差し替え分の内容とあわせて、当該箇所の説明をさせていただきます。

資料36、諮問報告事項の2ページをご覧ください。まず1点目は、差し替えた内容について説明させていただきます。差替え前は、1、収集の対象者の範囲の1行目の冒頭に「他自治体が措置した」を加えておりましたが、差替え後の資料ではこの部分を削除し、本年度第1回目の諮問内容と同様にしております。これは「他自治体が措置した」との表現を加えることで、施設入所児童にかかわる事務手続をよりわかりやすく説明できると考えておりましたが、新宿区が児童の入所措置をする事例が含まれなくなるため、本年度第1回目の諮問どおりの内容で差替えをお願いしたものでございます。

次に、1、(1)の1行目の中ほどに「新宿区または」と3行目では「臨時給付金（経済対策分）（以下「給付金」という。）又は」表現に下線を入れております。この部分に下線を入れた理由としては、他の自治体が生徒が新宿区に住民登録がある児童を新宿区内の児童施設に入所措置をする場合で、例えば東京都が二葉乳児院等にも入所措置等をとることがあるためです。その場合、当該児童については新宿区での臨時給付金の支給対象であるため、それを明確にするためでございます。

なお、28年度第1回本審議会で諮問事項には、この下線部が漏れておりました。改めておわび申し上げます。

それと本日机上に配付しておりますもう1部の資料が、当該箇所を訂正したものでございます。お配りした平成28年度第1回本審議会の資料5となっているものでございます。この部分の下線をつけた箇所になります。こちらのページを本年度第1回の本審議会で提出しました諮問事項の当該ページと差し替えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、(2)では今まで(1)のように「臨時給付金(経済対策分)(以下「給付金」という。)」という表現をしていた内容を「給付金」のみの訂正をさせていただいております。

続きまして、報告案件になります。経済対策臨時給付金の業務に係る委託契約についてです。資料36の7ページから15ページまでになります。経済対策臨時給付金の対象となる要件及び事務手続の処理について、平成28年度臨時給付金の委託内容と変更がありませんので、前回と同様の資料としております。

委託は臨時給付金の事業開始時から委託の実績があります凸版印刷株式会社と随時契約を締結する予定でおります。また凸版印刷株式会社から再委託をする事業者も平成28年度までと同様、株式会社リョービシステムサービスと株式会社ベルシステム24になる予定です。3事業者とも個人情報の適正な取扱いや機密保持に関する第三者機関の認証資格であるプライバシーマークISMSを保持していることも同様でございます。

最後に資料36-5以下の事務処理の流れの図についてです。第1回目の本審議会で提出しました事務処理の流れの図と変わりありませんので、今回は代表的な資料36-5及び36-6の2枚とさせていただいております。

まず資料36-5の表面が、施設入所児童の入所等、それから裏面が退所等の場合の流れになっております。資料36-6は、虐待による措置入所障害者等に関する事務処理の流れになります。内容については第1回の本審議会と変更はありません。

雑駁な説明ですが、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございますか。こういう制度を理解していないと、なかなか説明が聞きにくいのですけれども、基本のご質問でもやむを得ないと思いますけれども、ご質問かご意見ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】個人情報を取り扱うにおいて、特に再委託先がちゃんとこの区の指導が届くかどうかということ、非常に僕は大事だと思うのですが、9ページに区が再委託先に対して立入調査を実施するとともに報告を求めるとあるのですが、どのような立入調査を行って、どのような報告を求めのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】まず再委託先につきましては、立入調査については区の対策室の私を含めて職員が直接現場に行き確認をいたします。内容につきましては、再委託をしております内容につきまして、業者からの説明とセキュリティ等、その取扱い等をこちらでチェックシートを見ながらチェックをしながら確認をしていきます。

あとこの再委託につきましては、今年の10月18日ですね。現在、行っておる臨時給付金等について、再委託先等も臨時の立入の検査を同じようにやっております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それはどれぐらいの頻度でやるかということと、当然事前には言わないと思うのですが、その辺一応確認したいのですが。

【会 長】ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】事前通知なのですけれども、あまりこの両社のところも、それから委託先の凸版印刷についてもセキュリティがかなり厳しくて、いきなり臨時で急に行きますと言っても相手方が対応できなくて、あと私どもも門前払いというか、中に入れない状態なので、1回1回とりあえず、ある程度事前に私たちが行くことを通知して、それをちゃんと対応できる役職を持った方がいないと、セキュリティを突破していく1つ1つの、エレベーターを入れるにもその方がチェックをしないとエレベーターにも乗れないですし、そういった形になっておりますので、あまり突然の場合、委員がおっしゃられるように、あまり臨時なところはちょっとできないのが現実であります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そこまで僕もばっちりとは知りませんでしたけれども、よくこういうことがある場合、非常にうがったことを言うと、事前に通知してしまうと、体裁を整えるみたいなことがあることもあるので、それで念のため聞いたのですが、それほど厳しいと知らなかったのですが、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。ないようでしたらよろしゅうございますか、これは諮問事項ですけれども。本人外収集と目的外利用と外部提供、諮問事項の3セットと委託全部そろっている。本来は難しい案件なのですけれども、特別ご質問、ご意見ないようでしたら本件を承認、了承ということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、本件は承認、了承ということで終了いたします。

【会 長】ちょっと時間が来ましたが、5分ありますので。

資料37「社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発に係る情報連携項目の変更について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【情報システム課長】まず当案件は個人情報保護条例第16条第2項、第17条第4項及び第14条第1項を根拠に開発報告、外部結合報告、それから事業委託報告をするものです。

1 ページをおめくりいただいて、2 ページ、事業の概要でございます。事業内容をご覧ください。今回ご報告いたします案件は、平成 27 年度第 9 回の本審議会においてご了承いただいた「社会保障・税番号制度対応に伴う団体内統合宛名等システム及び自治体中間サーバーの整備について」という事業の中で説明させていただいたデータ標準レイアウトの情報連携項目においてご了承いただいた後に、政省令等によって区が他機関に提供する情報項目が明確化されたことにより、改めてご報告する案件でございます。

前のご報告では、標準レイアウト全項目をご報告させていただいたところですが、今回はそのうち区が記録する項目をご報告いたします。なお、このシステムの仕組みは前回ご報告いたしました。参考資料 37-1、参考資料 37-2 として前回ご報告した内容についても添付してございますので、ご参照いただければと思います。

また、補足といたしまして、この団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーは、他機関への情報提供のために記録するもので、他機関からの情報は記録しないということをお知らせしておきます。

次に 3 ページ、左上に「別紙個人情報処理システム開発・変更関係」と明記してあります法令に基づく電算開発等に係る報告事項でございます。

まず記録される情報項目でございます。2、記録項目についてですが、別紙資料 37-1、37-2 というものがついてございますので、そちらをご覧ください。資料 37-1 には、各情報の名称と保有するシステム名、そのシステムを保有する主管課名を明記してございます。資料 37-2 には、資料 37-1 で明記されている情報名と、その情報名に属するデータ項目名を緑の列、中間サーバーに明記してございます。また、そのデータ項目が紫の列、統合宛名等システムの何という項目から編集されたのか、さらにその情報のもとが区の何というシステムから編集されたものなのかをオレンジ色の列に明記してございます。

例えば資料 37-1、一番左の情報番号 01、情報名、簡易ですが、住民情報という情報名は戸籍住民課が保有する住基システムから編集されたもので、中間サーバー上には、資料 37-2 をお聞きいただきたいのですが、一番左の特定個人情報番号 1、この項番は資料 37-1 の情報番号と対応しておりますが、住民情報という情報名には世帯主との続柄コード 1 から 4 までと世帯番号というデータ項目が、どこのシステムの何という項目から編集されたものなのかを記載してございます。

なお続柄コード 4、これはグレーで網かけしてございますが、グレーの網かけの行は区が保有していない項目で、中間サーバーの標準レイアウトや統合宛名のレイアウトには項目

として存在しますが、記録されないデータ項目であることを表しております。

また資料 37-1 をご覧ください。情報番号 20、下のほうにございますけれども、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報の行はともにグレーの網かけで、対象外と情報保有システムの列で記載してございますが、これは国、都道府県、市町村や組合など、区以外の機関が提供する情報であり、標準レイアウトには情報名やデータ項目は存在しますが、新宿区の間接サーバーには記録されないことを表しております。

また、その下の情報番号 21、寡婦福祉資金情報、これも同様にグレーの網かけで未実施と記載してございますが、これは新宿区では実施していない事務であり、上段の対象外と同様に新宿区の間接サーバーには記録されないことを表してございます。

もとの資料にお戻りいただき、3 ページの記録される情報項目でございます。前回平成 27 年度第 9 回の本審議会では、データ標準レイアウトの項目全部をご報告させていただきましたが、今回そのうち新宿区が他機関と連携することになった項目について、ご報告するものです。

次に新規開発・追加・変更内容でございますが、これはただいまご説明させていただいたとおり、政省令等により連携する項目が明確化したことによる変更でございます。

次に今後の予定でございます。今回は開発スケジュール全体をご報告させていただきましたが、今回は具体的に他機関との情報連携テストのスケジュールが整いましたので、ご報告するものです。

1 ページおめくりいただいて 4 ページ、外部結合関係の報告です。結合される情報項目、変更理由については同様ですので、省略させていただきます。結合の開始時期と期間につきましては、他機関との情報連携テスト開始、これを追記いたしました。

次に 5 ページ、業務委託にかかわるご報告です。業務委託についてのご報告につきましても、3 ページの開発・変更関係、それから 4 ページの外部結合関係と同様の変更報告ですので、説明はこちらも省略させていただきます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。佐藤委員。

【佐藤委員】5 ページの委託先で、特命随契なので、当然これだけの情報量を扱うというのはごく限られているので、日本電気なのかなと思うのですが、その下の情報セキュリティマネジメントシステムというのは、これは 2 つの会社に委託しているという意味ですか。この情報セキュリティマネジメントシステムというのは、この委託している内容というのはどんな内容なのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 こちらは日本電気株式会社がプライバシーマークを取得して、その内容が情報セキュリティマネジメントシステムの I SMS、I SO、I EC27000、これの認証を取得している会社であるという表記でございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 失礼しました。それとこの J-L I S なのですが、今年の初めからこの夏ぐらいまで、システム障害で個人番号カードの交付がたびたび止まって、交付が非常に遅れたということがありましたよね。かなりの情報量を扱うということと、さまざまな業務をこなし切れないう報道もあったのですが、今この J-L I S というのは安定しているのですか。それとセキュリティですね。たびたび僕も質疑して、課長からもう万全であるし、いろいろなシステムをやっているし、大丈夫だということなのですが、その辺、今 J-L I S はきちっと機能しているのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 まず J-L I S の現状ということですがけれども、少なくとも私どものほうにこういった例の止まった以降、復旧した後はこういう不具合が生じているという話は来てございませんので、正常に機能していると私どもは認識してございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 この 5 ページの委託内容の中に、宛名統合システム及び中間サーバーの保守というのがあるのですが、この中で故障や障害の対応、プログラムの不具合の対応等についても委託をするということなのですが、この辺は実績としてはかなりあるのですか。それと実際にどのような対応をされるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報システム課長】 プログラムの不具合等の対応とか故障・障害対応と、具体的にはどういったものなのかというお問合せですが、これもどういった具体的な障害が出てくるのかというのは、実際に運用してみないとわかりません。どんな障害に対してでも対応していただけるようにということで明記してあることとございます。この業界、わからない、予測されたものというものがなかなかできないものですので、どんな対応でもとっていただくということで記載しているものとございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。基本的なことでも、この際、聞いておいたほうがよければご質問結構ですけれども。

ないようでしたら本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは事務局のほうで、今後の予定をご説明ください。

【区政情報課長】多少時間がオーバーしてしまいまして、また、ご熱心に議論いただきましてありがとうございました。

次回の審議会は、もう年が明けてしましますが、18日の水曜日午後2時からを予定してございます。場所につきましては、同じく第3委員会室になります。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは一応資料38以降は次回ということにいたしまして、本日はこれをもって審議を終了いたしたいと思います。

大変長時間、ご協力いただきましてありがとうございました。では、来年のことになりますけれども、また来年もどうぞよろしくお願いいたします。

午後 4時05分閉会